

平成 22 年 8 月 12 日

各 位

| | |
|------------|--|
| 会 社 名 | アフラック・インコーポレーテッド (AFLAC Incorporated) (銘柄コード 8686) |
| 代表者の役職氏名 | 会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス |
| 代理人の居所又は住所 | 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル |
| 代理人の氏名 | 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 門田 正行 |

2010 年度第 2 四半期報告書提出期限延長承認について

当社は、2010 年度第 2 四半期（平成 22 年 6 月 30 日終了）報告書提出期限につき、平成 22 年 8 月 11 日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認をいただきましたことをご報告いたします。

記

1. 2010 年度第 2 四半期報告書提出について

- | | |
|-------------|--|
| ・ 本来の提出期限 | 2010 年度第 2 四半期（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 6 月 30 日）終了後 45 日以内（平成 22 年 8 月 16 日） |
| ・ 承認された提出期限 | 2010 年度第 2 四半期（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 6 月 30 日）終了後 70 日以内（平成 22 年 9 月 8 日） |

2. 延長を必要とする理由

当社は、本国（米国）において、米国 1934 年証券取引所法に基づき、各事業年度の第 1、第 2 及び第 3 四半期末日から 40 日以内に、Form 10-Q の様式による四半期報告書を米国証券取引委員会に提出するよう求められています。日本における四半期報告書に含まれる財務諸表及びその他の多くの部分は、Form 10-Q に含まれる英語で作成された財務諸表及びその他の情報に基づき、日本語で作成しますが、当該和訳の作成には相当の期間を要します。

上記の理由を考慮し、当社は、2010 年度第 2 四半期報告書の関東財務局への提出につき、本国における第 2 四半期報告書の提出から 30 日間を必要とするため、提出期限を当該第 2 四半期終了から 70 日以内として承認を申請し、この度関東財務局長の承認を受けました。

以上